

健感発 1229 第 2 号

平成 27 年 12 月 29 日

各 { 都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区 } 衛生主管部 (局) 長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長

(公 印 省 略)

西アフリカにおけるエボラ出血熱の終息を踏まえた対応について

エボラ出血熱の国内発生を想定した対応については、「エボラ出血熱の国内発生を想定した対応について」(平成 27 年 10 月 2 日健感発 1002 第 1 号)により、疑似症患者が発生した場合の対応等について依頼をしているところです。

今般、世界保健機関(WHO)による、ギニアにおけるエボラ出血熱の終息宣言を踏まえ、別添「西アフリカにおけるエボラ出血熱発生への対応について」の廃止について」(平成 27 年 12 月 29 日健感発 1229 第 1 号・生食検発 1229 第 1 号)のとおり、ギニアに係るエボラ出血熱流行国としての対応を取りやめたことから、西アフリカに 21 日以内に渡航又は滞在していたことのみをもって健康監視対象とする対応を取りやめることとしました。

貴職におかれましてもこのことを御承知おきいただくとともに、貴管内医療機関に対して、本件について情報共有いただきますようお願いいたします。

参考資料

別添：「西アフリカにおけるエボラ出血熱発生への対応について」の廃止について」

(平成 27 年 12 月 29 日健感発 1229 第 1 号・生食検発 1229 第 1 号)

健感発 1229 第 1 号
生食検発 1229 第 1 号
平成 27 年 12 月 29 日

各 検 疫 所 長 殿

健 康 局 結 核 感 染 症 課 長
(公 印 省 略)

医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部企画情報課検疫所業務管理室長
(公 印 省 略)

「西アフリカにおけるエボラ出血熱発生への対応について」の廃止について

今般、世界保健機関（WHO）による、ギニアにおけるエボラ出血熱の終息宣言を踏まえ、「西アフリカにおけるエボラ出血熱発生への対応について」（平成 26 年 8 月 8 日付け健感発 0808 第 2 号・食安検発 0808 第 1 号）を廃止したので、その対応に遺漏なきを期されたい。

また、本通知の内容について、関係機関に周知方お願いする。